

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで
昭和 54 年 9 月から 61 年 3 月まで継続して国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、年金記録は、60 年 1 月 16 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間について未加入とされている。国民年金の被保険者資格の喪失手続をした記憶は無いので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和 60 年 1 月 16 日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳にも同日に被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できる。

また、A 市役所の昭和 59 年度国民年金収滞納一覧表によると、申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間について、被保険者資格を喪失し、無資格期間であることを示す記載が確認でき、昭和 60 年度の国民年金収滞納一覧表には申立人の氏名が確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間直前の昭和 58 年度及び 59 年度の国民年金収滞納一覧表により、申立人は、口座振替により国民年金保険料を納付していたことが確認できるが、国民年金保険料を納付書により納付していたとする申立人の記憶と一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月

私が 20 歳になった頃、市役所から国民年金の加入案内が自宅に届いたので、私の祖父がその頃市役所で加入手続を行ってくれた。申立期間の保険料は自宅近くの公民館、市の連絡所又は市役所で納付したはずなのに、未納とされているのは納得できないので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 4 月 12 日に申立人に対して払い出されていることが確認でき、申立人は 20 歳頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているものの、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入したものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料は同年 2 月 1 日に時効が成立しているため、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、制度上、申立期間の保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付してくれたとする申立人の祖父は既に死亡しており、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

さらに、申立人及びその祖父が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1426 (事案 345、1341 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月頃から 38 年頃まで
② 昭和 38 年頃から 41 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 2 日から 43 年 12 月頃まで

これまでに 2 回、年金記録訂正の申立てを行ったがいずれも認められなかった。

申立期間①について、A 社の同僚は、私が同社に勤務していたことを証言してくれたが、厚生年金保険の加入状況は分からないとのことであった。その同僚に厚生年金保険の記録があるのに、私の記録が無いのはどうしても納得できない。

申立期間②及び③について、B 事業所に約 5 年間勤務したが、1 か月しか厚生年金保険の記録が無い。在職中に、社長の仲人で社長の兄の教会で結婚式をした。もう少しよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人が、A 社に勤務していたことは推認できるものの、同社は、人事記録及び賃金台帳を保存しておらず、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無いこと、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認できないこと、申立期間②及び③については、申立人が、B 事業所に勤務していたことは推認できるものの、事業主は、申立人の厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明としていること、当時の同僚も申立人について記憶しておらず、厚生年金保険の加入期間及び厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできなかった

ことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 2 日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、勤務していたことは間違いないのもう一度よく調査してほしいとのことで再申立てを行った。しかし、申立期間①、②及び③に係る新たな資料の提出は無く、申立人に聴取しても、前回聴取した内容以外に新たな事情を聴取することはできなかったことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 28 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①における同僚の姓を思い出したこと、及び申立期間②及び③に勤務していたことを証言してくれる者がいるとして申立てを行った。

しかし、申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記憶する姓の同僚は確認できないことから、同社には厚生年金保険に加入せずに勤務していた者がいたことがうかがえる。

また、申立期間②及び③について、申立人がB事業所に勤務していたことを証言してくれる者として氏名を挙げた者に照会を行ったところ、申立人が同事業所に勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間を特定することはできず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、勤務していたことを証言してくれる者がいるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者として記録が認められないのは納得できないとしているが、本件について、記録訂正が認められるには、勤務実態が確認又は推認できるのみでなく、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認又は推認できる必要がある。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 28 日から 41 年 5 月 2 日まで
② 平成 3 年 6 月 21 日から 4 年 2 月 24 日まで

申立期間①について、昭和 40 年 6 月から 42 年 4 月まで A 社に勤務していたが、途中 7 か月間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。A 社に勤務していたときに体調を崩して 2 日間無断欠勤をしたことはあるが、一旦退職したり、長期休業したことはない。

申立期間②について、平成 2 年 11 月から 4 年 4 月まで B 社（現在は、C 社）に継続して勤務していたが、途中 8 か月間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

各申立期間について、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社に継続して勤務していたと主張しているが、A 社の複数の同僚に聴取したところ、同僚は申立人を記憶していないため、申立人の勤務実態について証言を得ることができなかった。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間①当時の A 社の代表取締役及び総務担当者は死亡又は連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が A 社に勤務していた際に所属していた部門は、申立期間①の後に分社し別事業所になっていることから、当該事業所にも照会したが、申立期間①における人事台帳及び賃金台帳は保管していないため当時の状況は不明であると回答があり、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る備考欄

には、昭和40年11月に申立人の健康保険証が返納されたことを示す「証返」が確認できる。

申立期間②について、申立人はB社に継続して勤務していたと主張しているが、B社の事業を継承したC社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、並びに同資格喪失確認通知書に記載されている申立人に係る資格の取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致する上、当該資格喪失確認通知書（受付日、平成3年7月1日）では、申立人に係る健康保険証を添付していたことも確認できる。

また、申立人のB社における雇用保険被保険者記録は、上記両通知書の記録と符合する上、C社は、「申立期間②における申立人の勤務実態は無く、申立てどおりの届出は行っていない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②は当初、国民年金の未加入期間として記録されていたところ、平成9年12月5日付けで国民年金保険料の法定免除期間として記録訂正されている。このことについて申立人は、「役場の職員に調べてもらったところ、法定免除に該当していたとして、そのように処理してもらった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 48 年 10 月 11 日まで

受給している年金額が少ないと思ったので厚生年金保険の被保険者記録を調べたところ、申立期間の標準報酬月額がその前の期間より低く記録されていることが分かった。報酬が下がった記憶は無いので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管している申立人に係る A 社厚生年金基金の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A 社は、「社内資料を確認したところ、昭和 44 年 9 月頃まで賞与は年間 4 回支給されていたため、報酬に含め標準報酬月額に反映されていたが、その後、1 回の賞与支給額を増額し年 2 回の支給にしたことで賞与が報酬に加算されなくなり、45 年 3 月 1 日付けで標準報酬月額を減額する随時改定が行われたと考えられる。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立期間に被保険者記録があり、被保険者整理番号が申立人に近い同僚 10 人について、申立人と同様に昭和 45 年 3 月 1 日付けで標準報酬月額が減額となる随時改定が行われたことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。